

Title	甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(I)
Sub Title	The Kakibe (民部), Yakabe (家部) and the Kakinotami (部曲) in the Imperial Edicts of 664 A.D. and 675 A.D. (I)
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.56, No.2 (1986. 9) ,p.1(117)- 27(143)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

甲子の宣の「民部・家部」と 天武四年詔の「部曲」について（I）

村山光一

目次

まえがき

一 大化改新詔第一条の「部曲之民」をめぐって

1 改新詔第一条の信憑性について

2 部曲は豪族部民か豪族私有民か（以上本号）

3 部曲と民部は同一のものか、別個のものか

4 改新詔第一条の解釈

二 甲子の宣と天武四年詔

1 甲子の宣の解釈をめぐって

2 民部・家部、部曲についての諸説の検討

3 中央豪族の私有民領有の検証

まえがき

甲子の宣とは、『書紀』天智三年（甲子年）二月丁亥条

の記事を、天武四年詔とは、同書天武四年二月己丑条の

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について（I）

記事を指すが、それらは、つぎのごときものである。

(イ) 甲子の宣（便宜上、原文を(イ)・(ニ)の段落に分けて引用する）

(イ) 天皇命ニ大皇弟、宣下増ニ換冠位階名、及氏上・
民部・家部等事。

(ロ) 其冠有ニ廿六階。太織・小織・大縫・小縫・大
紫・小紫・大錦上・大錦中・大錦下・小錦上・小
錦中・小錦下・大山上・大山中・大山下・小山上
・小山中・小山下・大乙上・大乙中・大乙下・小
乙上・小乙中・小乙下・大建・小建、是為ニ廿六
階焉。改前花曰錦。從錦至乙加三十階。又
加換前初位一階、為ニ大建・小建二階。以此為
異。余並依前。

(ハ) 其大氏之氏上賜ニ大刀。小氏之氏上賜ニ小刀。其

甲子の宣とは、『書紀』天智三年（甲子年）二月丁亥条

の記事を、天武四年詔とは、同書天武四年二月己丑条の

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について（I）

一（一一七）

伴造等之氏上賜千楯・弓矢。

(二) 亦定其民部・家部。

(二) 天武四年詔

詔曰、甲子年諸氏被賜部曲者、自今以後、皆除之。又親王諸王及諸臣、并諸寺等所賜、山澤嶋浦、林野陂池、前後並除焉。

この甲子の宣の「民部・家部」設置、天武四年詔の「部曲」廃止の一法令は、部民制から律令公民制成立にいたる過程の一端を示す貴重な史料であり、また、大化改新詔第一条の信憑性を認定し得るか否かの問題にかかる史料であるので、これまで多くの研究者がこの二法令に注目し、それがなにを意味するものであるか、ということについてさまざまな見解を提示してきた。しかし、

甲子の宣の「民部・家部」のいずれかが、もしくは両者が天武四年詔の「部曲」に相当することは確実であり、また、天武四年詔の「部曲」廃止によつて律令公民制が確立した、とする点については、論者の間にはほぼ共通した認識がみられるようであるが、肝心の民部、家部、部曲の実体が依然として不明瞭であるために、特に甲子の宣の「定其民部・家部」についての解釈がいまだに定まらず、諸説紛糾として帰一するところを知らない

有様である。

このような状況のもとにおいて、甲子の宣の「定其民部・家部」について、そして、天武四年詔の「部曲」廃止について正しい解釈を下そうとするならば、まずなりよりも、これまでの諸学説を整理・分類し、その一つ一つについて検討を加える、という作業を行ない、その作業を通して問題解明への新しい進路を見出していく、という順序を踏むことが必要ではなかろうか。本稿は、このような考え方にもとづいて、右の主題に取り組もうとするものである。

一 大化改新詔第一条の「部曲之民」 をめぐって

甲子の宣の「定其民部・家部」、天武四年詔の「部曲」について考察しようとする時、最初に取り上げなければならぬ問題は、この主題と密接不可離の関係にある大化改新詔第一条にみえる「部曲之民」とはいかなるものであるか、という問題である。

ところで、今更いうまでもなくこの改新詔第一条は、大化改新詔の研究、ひいては大化改新研究のなかでとりわけ重要な地位を占めており、それだけに第一条をめぐ

つて種々の問題が論議されているので、その中の「部曲之民」のみを取り出して考察することは不可能である。

そこで、本稿では行論の必要上、第一条については、(1)改新詔第一条の信憑性をどのように考えるか、(2)『書紀』に散見する部曲とは豪族部民なのか、あるいは純然たる豪族私有民なのか、(3)その部曲と、同じく『書紀』に散見する民部は同一のものか、別個のものか、(4)改新詔第一条の趣旨をどのように理解すべきか、という四つの問題を設定し、順次考察を加えてゆくこととする。

1 改新詔第一条の信憑性について

改新詔第一条の信憑性の考察を行うにあたって、はじめにその全文を引用しておこう。

其一曰、罷_ニ昔在天皇等所立子代之民・処々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、処々田莊_一。仍賜_ニ食封大夫以上、各有_レ差。降以_ニ布帛、賜_ニ官人百姓_ニ差。又曰、大夫所_レ使_レ治_レ民也、能尽_ニ其治、則民賴之。故、重_ニ其祿、所_ニ以為_レ民也。

第一条の信憑性の問題については、肯定論、部分的肯定論、否定論があり、それぞれの立場の中でも、またいろいろな見解が示されているが、ここに記載されている「部曲之民」について考察しようとする場合、右のうち

のどのような立場をとるのか、あらかじめ明確に示しておくことがなによりも必要なことである。そこで、この第一条の信憑性の問題を最初に取り上げたわけであるが、この点については、私は目下のところ第一条の信憑性を肯定する立場に立つものである。以下、その論拠を二つばかりあげておきたい。

その一つは、第一条否定論としては、原秀三郎・石母田正両氏の所説が代表的なものであるが、そのいずれの説も説得性に欠けている、と思われることである。このうち原氏⁽²⁾説については、すでに井上光貞、大山誠一、八木充⁽⁵⁾らの諸氏によつて批判がなされ、私もこれらの諸氏と同様の見解をもつてゐるので、ここでは取り上げないこととし、もう一人の否定論者である石母田氏の所説を検討してみたいと思う。

石母田氏は、改新詔第一条の信憑性の問題を論ずるにあたって、「この第一条を、原詔に拠る史料とみなす立場が、少くとも自明のものではなく、証明もされておらず、したがつてその信憑性を疑わるべき可能性をもつ史料」とみなす立場であることを明らかにし、ついで、第一条の信憑性を論ずるにあたっては、「子代之民・処々屯倉」「部曲之民・処々田莊」を罷めよ、と述べている

部分の内容が他の第一次史料によつて確認されるが、または第一次史料が、第一条の右の部分なしには解釈できないような内容を含んでいるかどうかという点が重要な問題である、ということを指摘される。

そして具体的に、氏が第一次史料とみなしている大化二年三月壬午の皇太子奏を取り上げ、そこでは、仕丁の駆使の新しい仕方が最大の問題としてあつかわれていること、その仕丁の記事は、「伝統的に保有されてきた部民や屯倉等の停廃・収公を意味しないばかりか、逆にその保有の存続を前提している」ことを強調し、このような理解にもとづいて、皇太子奏は改新詔第一条の存在を前提しなくとも独立に解釈することが可能であり、したがつて、この史料をもつて後者の信憑性の根拠とはなしに論じられた。さらに氏は、皇太子奏以外の第一次史料を検討しても同様の結果が得られることを指摘し、結論的に、改新詔第一条が原詔に存在したことを否定された。⁽⁶⁾

さて、この石母田氏説であるが、改新詔第一条の信憑性は他の第一次史料によつて確かめられねばならない、とする提言は有益であるが、氏の皇太子奏の解釈には疑問をもたざるを得ない。この大化二年三月壬午条は、

其群臣連及伴造国造所有、昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部、謂彦人也。及其屯倉、猶如古代、而置以不。

という孝徳天皇の諮問に対し、皇太子中大兄皇子が、
天無^ニ雙日^一。國無^ニ二王^一。是故、兼^ニ并天下^一、可^レ使^ニ
万民^一、唯天皇耳⁽¹⁾。別以^ニ入部及所封民^一、簡^ニ充仕丁^一、
從前処分。自余以外、恐^ニ私駆役⁽²⁾。故^ニ獻^ニ入部五
百廿四口^一・屯倉一百八十一所^一。

と奏上したものである。この記事は難解で、その解釈も多種多様であるが、石母田氏は特に皇太子奏上の(イ)・(ロ)の部分を重視し、(イ)については、「前処分」を改新詔第四条の五十戸^ニ二人の仕丁徵發規定のこととみなし、自己の所有する「入部」と「所封民」から、五十戸^ニ二人の割合で仕丁を差出すことを述べたものであると解し、また、(ロ)の「入部五百廿四口」の「入部」は、(イ)の仕丁のこととすべきであると断じ、結局、(イ)・(ロ)・(ハ)の部分では、「皇太子は、『入部』と『所封民』を『仕丁』に簡充しましようといつてゐるだけで、……それ以上のこと、それ以外のことは何一ついっていないことに注意すべきである⁽⁷⁾」として、前述のごとき所説を展開させたわけである。

しかし、(イ)の部分については、すでに坂本太郎氏が「前後の文章からいへば、この一文はどうしても入部・屯倉献上の除外例、即ち皇太子の私に使ひ得べきものを留保した條項と見なければならぬ」⁽⁸⁾という解釈を施され、その後この視点を継承した園田香融氏は、(イ)は原則を実施に移す場合の一般的な例外規定を述べた部分、(ロ)はつぎの皇太子の献上の理由をもつとも直接に述べた部分、(ハ)は皇太子が実際にとった措置を述べた部分、といふうに解し、この時、皇太子は天皇の諮問に答え、自らが所有する入部・屯倉を献上したことを認めておられるが、私には、この坂本・園田両氏の解釈の方が、石母田氏のそれよりは、はるかに自然のように思われる。

また、石母田氏は入部⁽⁹⁾・仕丁とみなして立論されたが、入部と仕丁は範疇を異にするものであり、两者を同一視することは無理である。この入部については、また多くの解釈が行われているが、その中で、入部は部民制に、仕丁は国家的支配に属し、両者は明らかに支配原理を異にしていることを指摘し、その入部とは「地方から上番し所有者の下で駆使されるトモ」のことである、とされた大山誠一氏の解釈⁽¹⁰⁾が最も整合的であると思う。となると、(ハ)の「入部五百廿四口」の「入部」は仕丁のことと

すべきではなく、(イ)の「入部」と同じく、天皇諮問の部分にみえる「皇祖大兄御名入部（＝皇太子私有の御名入部）⁽¹¹⁾と関連させて把握するのが、正しい理解の仕方である、ということになるであろう。

さらに、石母田氏は天皇諮問の部分を無視してしまわれたが、これも問題である。この記事は、米田雄介氏が指摘されたように、⁽¹²⁾ 諮問部分と奏上部分の両者を一体のものとして解釈して、はじめて全文の意味が明らかになるはずのものである。そうすると、この記事は、①群臣連及伴造国造所有の子代入部、②皇子等私有の御名入部、③皇太子私有の皇祖大兄御名入部とそれぞれの屯倉について、「猶如_ニ古代、而置以不」という天皇の諮問がまずあり、それに答えて、皇太子は自らが私有している皇祖大兄御名入部と屯倉のうち、食封とされなかつたもののすべてを献上することを誓つたもの、といふうに理解すべきではなかろうか。

以上、大化二年三月壬午の皇太子奏に関する石母田氏説に検討を加えてみたが、その結果、氏の解釈は成立し難いことが明らかになつたのみならず、逆に、この第一次史料としての皇太子奏が、改新詔第一条の「仍賜_ニ食封大夫以上各有_ニ差」の記事を前提としていることが判

明したわけである。そうなつてくると、この皇太子奏にもとづいて、改新詔第一条の信憑性を確かめることは十分可能である、といつてよいであろう。

さて、私は改新詔第一条の史料としての信憑性を否定する立場に立つものであるが、つぎにもう一つ、その論拠をあげておきたい。

天武紀五年の四月と八月に食封に関するつぎのようない記事がみられる。

(一) 天武五年四月辛亥条

勅、諸王諸臣被_レ給封戸之税者、除_ニ以西国、相易給_ニ以東国。

(二) 天武五年八月丁酉条

親王以下、小錦以上大夫、及皇女・姫王・内命婦等、給_ニ食封、各有差。

右のうち(一)は、本稿の主題の一つである天武四年二月の

「部曲」廃止の詔に関連し、「部曲」廃止の代替措置としての意味あいを持つものであることは推察するに難くない。問題は(二)の記事である。そこにみえる「封戸」制は

(一)とは結びつかず、また、天武四年詔、甲子の宣の「民部・家部」設置にも関係はない。それでは、この(二)の「封戸」制の起源はどこに求めたらよいであろうか。

(一) 安閑紀元年閏十一月壬午条

この点について、平野邦雄氏は、それはすでに天武四年詔以前から実施されていたとし、すんで、改新詔第一条の部曲の廃止によって創設された「食封」の系統をつぐものではないか、と想定された。⁽¹³⁾ また、山尾幸久氏も、大化二年に「食封」に切替えられたのは、「部曲之民」ではなく「子代之民」のほうであるとしながら、やはりその「食封」は(一)の「封戸」制に対応するものとみておられる。⁽¹⁴⁾ この、(一)の「封戸」制は改新詔第一条に記載された「大夫以上」(そこには王族も含まれる)への「食封」にまで遡る、とする着想はすぐれたものであり、私もこの見解を積極的に支持したいと思う。そうすると、この天武五年四月勅によつて、改新詔第一条の信憑性が確認できることになる。これが、改新詔第一条の信憑性を肯定する第二の論拠である。

以上、二つの論拠にもとづいて、私は、改新詔第一条は原詔に存在したことを認めたいと思う。

2 部曲は豪族部民か豪族私有民か

『書紀』には改新詔第一条の「部曲之民」、天武四年詔の「部曲」のほかに、もう一か所部曲に関する記事がみられる。それは、つぎのごときものである。

(前略) 大伴大連(金村)、奉勅宣曰、率土之下、莫匪王封。普天之上、莫匪王域。……今汝昧張、率土幽微百姓。忽爾奉惜王土、輕背使乎宣旨。昧張自今以後、勿預郡司。……於是、大河内直味張、恐畏求悔、伏地汗流。啓大連曰、愚蒙百姓、罪当万死。伏願、每郡、以饟丁春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇、子孫不絕。藉此祈生、永為靈戒。別以狭井田六町、賂大伴大連。蓋三嶋竹村屯倉者、以河内縣部曲為田部之元、於是乎起。

(二) 皇極紀元年是歲條

是歲、蘇我大臣蝦夷、立己祖廟於葛城高宮、而為八佾之舞。……又尽堯舉國之民、并百八十部曲、預造雙墓於今來。……更悉聚上宮乳部之民、云美父此役使塙挑所。(後略)

ところで、この部曲の実体は必ずしも明らかでなく、以前から、それを豪族部民と見る説と、純然たる豪族私有民と見る説とに分れ、現在なお論議が続いていることは衆知の通りである。部曲が部民の一種であるというのと、純然たる豪族私有民であるというのでは、大化前代の社会の理解に極めて大きな違いがでてくるが、私

は部曲=豪族部民説に左袒するものである。そこで本節では、部曲を豪族部民とみなし得る論拠を示し、あわせて部曲=豪族私有民説の批判をおこなうことにするが、その前に、豪族部民という用語について若干説明をしておきたい。

豪族部民とは、豪族名を付した部の民のこととて、大化前代における部民の一類型である。それでは、このような豪族部民はどのような事情で成立したのか、また、部民の領有を認められたのはいかなる豪族であったのか。

これは当然おこる疑問であるが、この問題の解明に意欲的に取り組まれたのは平野邦雄氏である。氏は、わが国の部曲—その国訓「カキ」は区画することである—は、もともと自営の農業を営んでいた民が、集団として、特定の豪族の領有民に編入されたもので、部民制がしかれた後は「民部」と表現されるようになつたとし、

「カキ」の民が「カキべ」とよばれるようになるのは、朝廷のトモ・べ(伴部・品部)にはじまる官制としての部民組織が、豪族の領有民にも及んだためとおもわれるが、それには、朝廷の「トモ」に任せられた豪族が、不可分に官司や「トモ」の費用を分担する「べ」を設定管理せしめられ、また「トモノ

「ミヤツコ」に任せられた有力豪族も、これに準じて、「カキ」(民部)を単なる私有民としてではなく、朝廷でのかれらの職掌に応じて物資を貢納する「べ」(品部)として領有を公認されたことが作用しているのであろう。

と述べ、部曲には品部としての性格があつたこと、部曲を所有する豪族とは、朝廷における「トモノミヤツコ」および「トモ」であることを明らかにされた。⁽¹⁵⁾

平野氏について、部民としての部曲の性格を論じられたのは山尾幸久氏である。氏は、「カキ」とは「組み立て編みなしてこしらえる」という意味の語「カク」の名詞形であり、それ故、部曲＝カキノタミとは豪族が組織した民衆といった意味であるとし、その豪族とは、正確には、広義の伴造ウヂで、彼等は中央で種々の職能団体を統率し、地方に負担集団を領有していたが、その負担集団のうち「統一体に掌握され、伴造の職務遂行との関連で、王権によって生産物貢納や軍役・労役への使役の、政治的支配の正当性を根拠づけられているもの」、それが部曲であると述べておられる。⁽¹⁶⁾

平野氏と山尾氏とでは部曲の理解に若干の相違がみられるが、部曲の所有主体は広義の伴造であり、彼等が部

民としての部曲を領有したのは、彼等が朝廷における職掌を分掌していたからである、とする点ではほぼ同一の見解を示されたとみてよいであろう。部曲の所有主体については、私は両氏の見解に同調するもので、本稿で部曲を豪族部民という場合、その豪族を豪族一般ではなく、右のごとく広義の伴造ウヂというふうに限定して使用する、ということをここでことわっておきたいと思う。

それでは、これから私の、部曲を豪族部民とみなす論拠をいくつか述べてみることにする。

第一に、改新詔第一条の記述の仕方からみて、「部曲之民」は部民と考えるのが自然である。というのは、第一条では「子代之民」と「部曲之民」とを併記して、その廃止を命じている。このうち、「子代之民」は明らかに部民であるから、これと対応している「部曲之民」を豪族私有民としてしまうと、第一条の信憑性の問題とはかわりなく、この詔の理解の仕方としては、おかしなものになってしまるのである。「子代之民」が部民であるならば、「部曲之民」もまた部民でなければならぬと思ふ。⁽¹⁷⁾

第二に、前記の皇極元年是歳条にみえる「百八十部曲」

は明らかに豪族部民である。鎌田元一氏は、この記事について、蘇我蝦夷が「百八十部曲」や「上宮乳部之民」を使役したのは、それらが部民であつたからこそ可能なのであるとされ、

もし部曲が純粹に諸豪族の私民であつたならば、いかに大臣蘇我氏といえども、それを自由に役使しうる何らの根拠も持たなかつたはずである。そうではなく、それが王権の下に所有を公認され、従つてまた王権に対して何らかの奉仕義務を負う「べ」であつたればこそ、蝦夷は大臣としてそれらを役使することができた。⁽¹⁸⁾

と述べておられる。「百八十部曲」についてのこの鎌田氏の解釈は誠に明快であり、「百八十部曲」を豪族私有民と解する余地は、もはやなくなつたといつてよいであろう。私はこの鎌田氏の所説にもとづいて、皇極紀元年是歳条の「百八十部曲」をもつて、部曲＝豪族部民とする主要な史料的根拠とみなしたいと思う。

第三に、安閑紀元年閏十二月条の「河内県部曲」は見凡河内直味張の私有民のことく解されるが、矢張り部民として考えるべきであると思う。『書紀』における部曲の記事は前記のとく四例であるが、この「河内県部

曲」を除いた他の三例の訓は「カキ（ノ）タミ」「カキノオオミタカラ」となつていて、「カキ」を共有している。それに対しても、安閑紀の部曲には「ウヂヤッコ」という訓がつけられている。そこで、部曲についての「ウヂヤッコ」という訓を重視し、さらに中国南北朝において「私家の下僕」の謂であった部曲と『書紀』に記載された部曲とを直結させると、部曲＝豪族私有民と考えた方が理にかなつてゐることになる。しかし、はたしてそういえるだろうか。中國における部曲の意味の問題は後述することとして、今、安閑紀の部曲の訓についていえば、私はこれを重視する考え方には賛成できない。その理由は、まず第一に、「ウヂヤッコ」という訓は、部曲の訓讀としては孤立してゐる、ということである。他の三例が「カキ（ノ）タミ」「カキノオオミタカラ」となつていて、安閑紀の訓のみを重視するのはおかしいと思う。第二に、皇極紀元年是歳条の「カキノタミ」という訓は平安中期に遡る古写本である岩崎本に付され、また、同条の「カキタミ」という訓も平安後期の古写本である宮内庁本に付されているのに対し、安閑紀の「ウヂヤッコ」の訓はかなり時代の降つた南北朝期の写本、北野本第三類に付されたものである、ということである。⁽¹⁹⁾

しかも、大野晋氏によれば、「北野本第三類に見られる神祇伯家の資繼王の加えた訓読は、かなり自由で、書紀訓読の平安時代の諸本とは相違が大きい」とのことであるから、「ウヂヤッコ」もそのような「自由」な訓読の例とみることも可能である。このようにみてみると、部曲は『書紀』編纂当時から「ウヂヤッコ」と訓まれた、と考えることは無理だと思う。

さて、部曲の考察にあたって、「ウヂヤッコ」という訓に拘泥する必要はなくなったので、つぎに、安閑紀の部曲を豪族部民と解することが可能である理由を述べてみたい。安閑紀の記事の概要是、国造と思われる凡河内直味張が、贖罪のために、毎年春秋二季に五百丁ずつの鎧丁を竹村屯倉の耕作のために差出すこと、それを子々孫々に至るまで続けることを誓つたものである。ところで、問題の部曲の語は最後の追記の部分に、「蓋三嶋竹村屯倉者、以ニ河内県部曲為ニ田部之元、於是乎起」と記されているが、「以ニ河内県部曲為ニ田部」というのは、味張が鎧丁を差出した時点でのことをいつているのではなく、そのようなことが以後継続して行われていることを述べたものであることは明らかである。また、この田部（＝鎧丁）は竹村屯倉の地に移住させられたわけ

ではなく、凡河内直氏の領有する河内県に居住したままの状態で田部とされ竹村屯倉の耕作にあたつた、いわゆる徭役型の田部であることも確かである。とすると、この部曲を凡河内直氏の私有民と解した場合、凡河内直氏の私有民が同時に田部でもある、というおかしなことになってしまふのではなかろうか。鎌田元一氏はこの追記の記事を「凡河内直氏の私民が以後田部（実態は鎧丁の献上）とされることによって部曲としての所有を公認」された、というふうに解しておられるが⁽²¹⁾、私はこの解釈を支持したいと思う。このようにみてみると、安閑紀元年閏十二月条の「河内県部曲」は、その記事の内容からいっても、豪族部民とみなすことが可能である。

部曲を豪族部民とする論拠の第四に、大化二年八月癸酉条と改新詔第一条を対比することによって、第一条の「部曲之民」は豪族部民であったことが知られる、といふことを挙げておきたい。大化二年八月癸酉条とは、いわゆる品部廢止の詔のことであるが、ここで、この詔のうち改新詔第一条との対比に必要な部分を引用しておこう。

(前略)^(a)而始ニ王之名々ハ、臣連伴造國造、分ニ其品部、別ニ彼名々一復、以ニ其民品部、交雜使、居ニ國県。
(b) 別ニ彼名々一復、以ニ其民品部、交雜使、居ニ國県。

遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名。一家五分六割。由是、争競之訟、盈國充朝。終不見治、相乱弥盛。^(c) 粵以始於今之御寓天皇、及臣連等、所有品部、宜悉皆罷、為國家民。大化革新を論ずる場合、必ず取り上げられるこの詔は、前述の大化二年三月の皇太子奏と同様に難解な史料として知られており、すでにこれまでにも多くの解釈が示されているが、私のみるところでは、その中でもっとも無理がなく、素直に理解できるのは鎌田元一氏の解釈である。

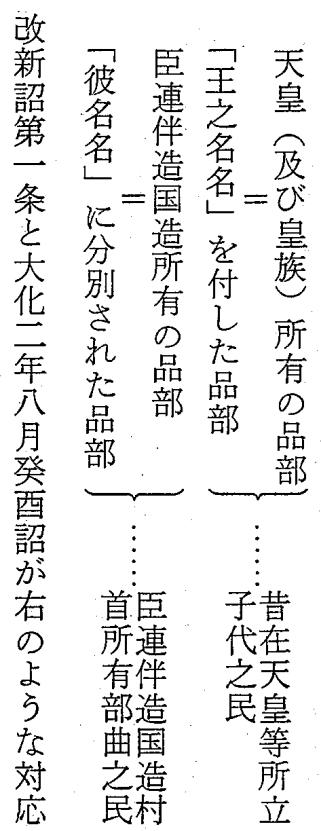
鎌田氏の解釈のうち、差し当つて必要な事項を列記してみると、(1)ここにみえる品部とは、職業部、または職業部に御名代を加えたもの、というふうに限定さるべきではなく、部一般と同義と考えるべきである。(2)この詔文の理解にあたり、第一に確認すべきことは、(c)に「始於今之御寓天皇及臣連等所有品部」と明記された、その事実でなければならない。^(c)にいう「臣連等」とは(a)にみえる「臣連伴造国造」を略したものである。(3)(a)の文章は、この(c)に要約された天皇以下諸豪族に至るまでの品部所有の具体的な有様を叙述したものである。(4)(a)には、①「王之名名」を始めとして、②臣連伴造国

造らが「分其品部、別彼名名」とある。この①の「王之名名」即ち王名（王宮名）を付した部というのは、刑部など、一般に名代・子代の部とされるもののことであるが、それは文章上(c)の天皇（及び皇族）所有の品部に対応している。そして②に述べるところが(c)にいう臣連等所有の品部に対応するのである。なお、②の「彼名名」とは、この詔の後段（本稿では省略）にみえる「祖名」、即ちそれぞれの品部を所有する臣連等が代代負い伝えた彼らのウデの名そのものにほかならない、などである。⁽²³⁾

鎌田氏は、大化二年八月癸酉詔についてこのような解釈を示されたが、さらに、この詔にいう品部の廃止は、結局のところ改新詔第一条の「子代之民」「部曲之民」廃止と基本的に同一の内容を述べたものであるとし、両者の対応関係をつぎのように図示された。⁽²⁴⁾

大化二年八月癸酉詔

大化改新詔



関係にあるとすると、改新詔の「部曲之民」が「臣連伴造国造所有」の部、すなわち豪族部民であることは、もはや明らかであろう。

ただ、ここで一つ問題がある。それは、鎌田氏が右の二つの詔が基本的に同一の内容を述べたものであることを指摘した上で、①部の廃止は大化二年三月の皇太子奏→大化二年八月癸酉詔という経過をたどって行われたこと、②改新の詔第一条はここで浮きあがつた存在となっていること、③大化改新詔は全体としてその信憑性に問題のある史料であることなどを理由に、改新詔第一条が大化二年八月癸酉詔に先立つて当時実際に出された詔文としては認められない、とされていることである。⁽²⁵⁾しかし、この改新詔第一条否定の理由は、いずれも確かなものではなく、また、前述の改新詔第一条肯定の論証（三六ページ）は依然として有効であると思うので、私はこの鎌田氏の所説には反対である。それよりも、むしろ大化二年八月癸酉詔の信憑性の方が怪しくなってきてるのである。最近、山尾幸久氏は、このいわゆる品部廃止の詔について、その背景および具体的な政策にかかわる問題の両側面から再検討を加え、その結果、この詔は元来は天武四年二月己丑の部曲廃止詔とならぶ詔であつ

たという新説を提示された⁽²⁶⁾。これまで、大化当時の第一次史料として、怪しまれることなく取り扱われてきた大化二年八月癸酉詔も、実は天武四年時に出されたものとみた方が、より整合的に解釈できる可能性もでてきたといえよう。

こうしてみると、疑われるべきものは改新詔第一条ではなく、大化二年八月癸酉詔の方であった、ということになるわけである。しかし、そうなると、今度は大化二年八月癸酉詔が果して大化当時のものであるか、はたまた天武四年時のものであるかの検討が必要になつてくるが、それは大化改新研究の上では避けて通ることのできない問題である一本稿ではその検討は省略する。ここでは、改新詔第一条の「部曲之民」が、大化二年八月癸酉条の詔文と対比することによつて、豪族部民であることを確かめることができれば、それでいいのである。

以上、四点にわたつて、『書紀』にみえる部曲は豪族部民とみなし得る論拠を挙げたが、ここで、もう一度その四点をまとめておくと、

(一) 改新詔第一条の詔文は、部民である「子代之民」と、「部曲之民」を併記して、それらの廃止を命じている。この記述の仕方からみて「部曲之民」も部

民と解するのが自然である。

(二) 皇極紀元年是歲條の「百八十部曲」は、この条の内容から考えて豪族部民と考えざるを得ない。また、この「百八十部曲」の記事は、部曲=豪族部民とする主要な史料的根拠となし得る。

(三) 安閑紀元年閏十二月條の「部曲」には「ウヂヤツコ」の訓がついているが、この訓を重視することは誤りである。また、記事の内容から考へても、この部曲は豪族部民である。

(四) 改新詔第一條の「子代之民」「部曲之民」廃止記事は、大化二年八月癸酉詔と対応関係にあるが、この大化二年八月癸酉詔と対比することによつて、「部曲之民」が豪族部民であることが明らかになる。ということになる。ところで、これは、あくまで部曲=豪族部民説の論拠を示しただけである。これに対して、部曲=豪族私有民説にも当然その論拠があるわけである。そこで、今度は部曲=豪族私有民説の論拠の支持し難い理由を述べておきたい。

その論拠の一つは、部曲の語の中国での用いられ方をもとに、部曲は豪族私有民にほかならない、とするものである。すなわち、部曲は元来中国で用いられた語で、

時代によつてその意味するところが異なるが、わが国の中でもっとも関係が深いのは南北朝末以前の時代における部曲である。そこでは、部曲は「私家の下僕」の謂であり、それが、朝鮮半島を経て倭國に伝わったことが推定されている。とすれば、その語義から考へて、部曲は豪族私有民とみなすべきだ、というのである。

しかし、部曲の語が中國から伝わったものであることは確かであるが、その意味するところまで同一である、と速断することは危険である。例えば、「私家の下僕」

という意味での部曲の語がわが国で用いられたのは、豪族部民の私有化が進んでおり、その点が強く意識されたためである、と考えることも可能なのである。⁽²⁸⁾ いずれにせよ、中國における部曲の語義をそのままわが国の部曲においてはめて推断を下すのは無理であつて、やはり、『書紀』において部曲がどのような意味で用いられているか、という観点からの考察が重視されねばならないと思う。そうなると、『書紀』にみえる部曲の三例はいずれも豪族部民とみなして差支えなく、また、残りの一例、すなわち天武四年二月詔にみえる部曲も、後述のごとく豪族部民の範疇で考へることが可能であるとすれば、中國におけるその語義にとらわれて、部曲を豪族私有民とす

る必要はないのではなかろうか。

その論拠の第二は、八木充氏が最近提唱しておられるもので、大化前代に部民制の一類型として豪族部民（豪族名十部）なるものは存在しなかつたとし、さらに、『書紀』記載の部曲は豪族に隸属する私有民の総称であり、また、豪族名十部として史料にみえるものは、実は、豪族の私有民集団に部名を付したものであつて、それは天智三年、民部・家部設置の時から始まつたと考えるべきである、とされた所説である。⁽²⁹⁾この、部民制の一類型として豪族部民なるものは存在しなかつた、という八木氏の提言は注目に値するものであり、もしこの新説が正しいとすれば、部曲＝豪族部民説は成立し得ないことになるわけである。

しかし、私見によれば、八木氏説の論拠はそれ程有効ではないようと思われる。そこで、以下しばらく、八木氏説に賛成し難い理由を述べてみたい。

まず第一に、豪族名十部が甲子の宣の民部・家部設置の時から始まつたとする、かえつて説明のつかない豪族名十部の事例がでてくるのである。ワニ部（和珥部・和邇部・和爾部・丸部）、ソガ部（宗我部・蘇宜部・宗何部・宗可部・宗宣部）がその例である。まず、ワニ部の

場合についていふと、その領有主体である和珥氏は、すでに岸俊男氏によつて明らかにされているように、欽明朝ごろに春日氏に改氏姓し、その後、大宅・栗田・小野・柿本などに分れていつてゐる。⁽³⁰⁾そうすると、甲子の宣の時には、和珥を名のる有力豪族は実在していないのであるから、領有主体が実在していないのに、その私有民がワニ部としてこの時に設置された、という奇妙なことになつてしまふのである。また、一步譲つて、仮にワニ部が和珥氏の後裔氏族である春日氏の私有民として設置されたと考えてみても、やはり不可解なことがおこつてくる。

というのは、このワニ部の分布する地域をみると、「大和・山背を中心に、東は近江をへて美濃・尾張・参河・伊豆・甲斐、北陸道では若狭から越前・加賀、山陰道では丹波から因幡・出雲、山陽道では播磨・備中と、少し離れて周防、四国では讃岐」というふうに、東国・九州を除いて全国各地に及んでいるが、天智三年当時の春日氏の勢力を考慮に入れるならば、これだけ広範囲にわたつて民部・家部が支給されるということは考えられないことだからである。⁽³¹⁾そうなつてみると、ワニ部は和珥氏と関連させてとらえるのが自然であり、また、その広範

な分布に注目するならば、ワニ部設置の時期は天智三年などではなく、和珥氏が強大な勢力を誇っていた欽明朝あるいはそれ以前に比定すべきである。

ソガ部についても同様のことがいえる。ソガ部は、ワニ部以上に広範囲に、殆ど全国各地に分布していることが、日野昭・加藤謙吉両氏によつて明らかにされている³³。一方、『書紀』によると、天智十年正月に蘇我赤兄は左大臣に、蘇我果安は御史大夫に任命されており、蘇我氏は依然として畿内豪族の一員として有勢を保つていたことが知られる。しかしそれにしても、甲子の宣によつて初めて蘇我氏の氏上に民部・家部が支給され、それがソガ部の起源であるとすると、他氏と比較して、ソガ部のみがあまりに多すぎると、という不自然さが目立つのである。それよりはむしろ、全国的規模で存在しているソガ部は、蘇我氏が大臣として権勢をふるつていた時代に、蘇我氏の部民として設置された、と考える方がはるかに筋が通つていると思う。³⁴

このように、ワニ部・ソガ部がそれぞれ和珥氏・蘇我氏の部民として、大化前代から存在していたことが改めて確認されると、他の豪族部民も同様に大化前代に設置された、と考えて一向差し支えないわけで、無理に豪族

名十部の設置時期を天智三年まで下げる必要はないのであるまい。

第二に、豪族名十部が甲子の宣の民部・家部設置の時から始まつたとすると、また別の面から説明できないことが生じてくるのである。天武十三年に八色の姓が制定された時、臣・君姓、それに中臣連・物部連を含めた五十二氏が朝臣姓を賜与されたが、これら諸氏の多くは、二十年前の天智三年の時にも恐らく有力な豪族で、甲子の宣によつて大氏として認定され、民部・家部を定められたにちがいない。ところで、八木氏のいわれるよう二十年前からその豪族名を付した部を所有することになると、天武十三年に朝臣の姓を賜与された諸氏の多くは、ソガ部のうち、大化前代から宮廷のトモ・王室部民・職業部民を管掌・領有していたと思われる九氏³⁵を除いた、非伴造系の四十三氏について右のことがいえるかどうかを調べてみると、案に相違して、四十三氏中の三十氏までが、その豪族名を付した部を史料上検出できないのである。その三十氏とは、阿倍臣・波多臣・桜井臣・田中臣・小墾田臣・山背臣・小野臣・川辺臣・櫟井臣・柿本臣

・岸田臣・高向臣・来目臣・犬上君・上毛野君・角君・星川臣・綾君・伊賀臣・阿閉臣・林臣・波弥臣・下毛野

君・佐味君・道守臣・大野君・坂本臣・池田君・玉手臣・笠臣の諸氏であるが、これだけ多くの氏に、その氏名を付した部の存在が確認できないということは、史料の偶然といったことでは済まされない問題である。これは、やはり右の諸氏の多くが、甲子の宣において大氏に認定され、民部・家部を定められながら、しかも、その民部・家部を豪族名十部という形で呼称することはしなかつた、と考えるべきである。この点は、甲子の宣で大・小・伴造氏の氏上に民部・家部を定めた時から豪族名十部が始まつたとする八木氏説では説明しにくいのではなかろうか。⁽³⁶⁾

第三に、八木氏は、王室部民・職業部民の場合、「各地の部民にたいする地域的伴造、さらには大王機関における伴造といった部民の統制組織の存在が復原できる」が、いわゆる豪族部民においては豪族名を付した部はあつても、豪族名部十カバネの例はいたつて乏しく、右のごとき統制組織を史料の中に検出することができない、という点を論拠に、いわゆる豪族部民は大化前代には存在しなかつたと主張されたが、この豪族部民否定論の方

法は支持し難い、といわねばならない。その理由は左記のとおりである。

(1) 王室部民・職業部民には、豪族部名十カバネ、さらにはそのカバネが地方首長層のカバネである事例が一般的にみられ、部民の統制組織の存在が復原できることは確かであるが、豪族部民についても同様な統制組織が存在したはずである、と考えねばならぬ理由はないと思う。そもそも、王室部民・職業部民は王権に対する奉仕を第一義として設置されたものであるから、この部民を統制するために地方的伴造・中央伴造が任命され、彼等に某部十カバネという形で各種のカバネが賜与されるのは当然である。

しかし、いわゆる豪族部民というのは、豪族が朝廷での職掌に応じて領有が認められたもので、その部民が王権に対して一定の貢納・徭役の負担を負つたとしても、それが第一義のものではなかつたのであり、この点で、王室部民・職業部民とは性格を異にしている。とすれば、豪族部民に対する統制方式は王室部民・職業部民に対するそれとは異なり、各豪族が独自の方針で部民統制を行つたことが想定できる。

その一つのタイプは、王室部民・職業部民に対する場合と同様に、豪族部民の設置された地域の首長に、豪族名部十カバネを付与するもので、その例としては、前述のワニ部の中間管理者としてのワニ部臣をあげることができよう。このワニ部臣は、近江国滋賀郡・加賀国石川郡（？）・尾張国智多郡・因幡国法美郡・播磨国鎌磨郡・讃岐国三野郡などの地域に、ワニ部と共に存するかたちで分布し、さらに、それらの多くは八世紀以降の史料においても、郡大領・少領・主帳、国博士・国医師、郷長などの役職についている。⁽³⁷⁾ この事実は、かつてワニ部臣は中央の和珥氏に隸属し、その地域のワニ部を統率していたことを推測させる。このタイプは、和珥氏—ワニ部臣以外に、大三輪君—（大）神部直⁽³⁸⁾、巨勢臣—許西部直⁽³⁹⁾、鴨君—鴨部首⁽⁴⁰⁾にもみられる。

もう一つのタイプは、豪族部民集団の設置された地域の在地首長に豪族名を名乗らせるもので、中臣部集団を統率する中臣にその実例がみられる。『書紀』大化二年三月辛巳条に、駿河地方へ遣わされた東国国司の一人、大市連が、「中臣徳が奴の事を判」わったことが記され、また、『常陸國風土記』香島郡

条に、己酉年（大化五年）に、大乙上中臣（）子、大乙下中臣部兔子等が、惣領高向大夫に請いて神郡を新設した、という記事がみえるが、この中臣徳および中臣（）子はともに在地首長であり、その地域に設置された中臣部集団を統率していたのであるう。

(2) ソガ部・中臣部の場合、確かに八木氏のいわれるよう、ソガ部十カバネ、中臣部十カバネの姓は伝わっていない。そこから八木氏は、ソガ部・中臣部の設置にともなうその管掌者身分の設定がなかつた、と推断されたが、そう考える必要はないと思う。大化前代において、大和政権がある地域にソガ部・中臣部の設置を公認した場合、ソガ部・中臣部と呼称された者こそが、ソガ部集団、中臣部集団の管掌者とみなして差支えないのではないか。何故ならば、部民制における「部」には、「べ」の民=部民集団と、「トモ」=部民集団を統率する在地首長の両者が不可分の関係で結びついているのが普通であり、また、「べ」の民に部姓が付与されるのは庚午年籍あるいは庚寅年籍からであることが論証されているのであるから、大化前代に大和政権が掌握してい

た「部」とは、「トモ」としての首長層に限られていた、とみなし得るからである。⁽⁴³⁾ したがつて、ソガ部・中臣部が設置された段階においては、ソガ部・中臣部を称し得たのは「トモ」としての在地首長のみであるから、このソガ部・中臣部がそれぞれの部民集団の管掌者たり得たのである。前記の『常陸国風土記』香島郡条の「大乙下中臣部鬼子」は、まさにこのような意味での中臣部集団の管掌者として把握さるべきであろう。⁽⁴⁴⁾

第四に、八木氏は、部名を冠する早期の里名には、王族名や職業名を付ける某部里の事例が圧倒的に多いのに反し、豪族部里の形の地名呼称は見当らないとし、これは豪族部の成立期が著しく遅れたためである、と論じておられるが、この所説にも賛成できないのである。といふのは、なんといってもこの種の史料（主として木簡）はまだ数が少なく、現存史料から右のごとき重要な推断を下すことは危険だからである。しかも、実は藤原宮址から、豪族名を付した里の木簡がすでに二例発見されているのである。①「遠江国長田評鴨里」、②「隱岐国次評鴨里」⁽⁴⁵⁾ がそれで、この二つの木簡に記された「鴨里」

には「部」の字は省略されているが、①に鴨部弟伊、②に鴨部止□身という部姓の人名が記されているところからみて、「鴨里」は、鴨君の部民である鴨部集団が設置されていたことに因んで命名されたものであることは確かである。このように、早期の里名の中にも豪族部に由来するものが実在している以上、八木氏の右の所説は成立し得ないのではなかろうか。

以上、少し長くなつたが、四点にわたつて八木氏の豪族名部^リ天智三年成立説に検討を加えてみた。結果としては、八木氏の新しい観点よりする部曲^リ豪族私有民説も支持し難いものであることが明らかになつたと思う。部曲^リ豪族私有民説の論拠の第三は、改新詔第一条の「臣連伴造国造村首所有部曲之民」という記事の「村首」の語に着目し、この村首クラスの名をおびる部民の例がないことを根拠に、部曲は豪族部民ではありえない、したがつてそれは豪族私有民でなければならない、とする説である。この所説は狩野久氏によつて唱えられ、その後、大山誠一氏もこれに賛意を表されており、部曲^リ豪族部民説批判の有力な論拠の一つとなつてゐる。

さて、この説であるが、村首クラスの名をおびる部民の例がみられないということ、これは確かにその通りで

あろう。だが、「村首所有部曲之民」は村首名十部の形をとつてゐる、と初めから決めてかかる必要はないのではなかろうか。私の見るところでは、村首名十部という形をとらないで、村首クラスが部民を所有することは、十分想定できるのである。このことを、もう少し具体的に述べてみよう。

まず考えられることは、村首クラスがトモとして朝廷の職務の一端を分掌し、その職務遂行のために部が設定され、村首がその部を「カキ」⁽⁴⁹⁾ || 部曲として所有する、というケースである。例えば、ある地域に村落的規模の屯倉が設定され、附近に居住する農民集団が田部として編成された、という場合がそうで、この場合には、農民集団の首長（村首）⁽⁴⁹⁾ はトモ || 屯倉首として屯倉の耕営・管理の責任を負うことになるが、その村首は依然として田部 || 農民集団を自己の支配下においており、その意味では、田部は公の民であるが、一面では、村首に所有される部曲 || 部民、ということになるわけである。

つぎに考えられることは、ある地域に中央豪族の部曲 || 部民が設置され、その部民集団の首長（村首クラス）が部曲の在地における管掌者になった場合である。この場合は、その首長は部民集団を引き続き支配するである。しかし、首長はいわば部曲の下級所有者になるわけである。もともと、この首長は、朝廷組織の中にあって職務を分掌するトモノミヤツコに隸属する在地の管掌者にすぎないのであるから、このような首長に部曲の領有が認められるはずはない。しかし現実には、首長は在地の部民集団に対する支配を繼續しているのであるから、この部民集団を、在地の管掌者 || 村首所有の部曲とみなすこ

とする栗隈首という氏がみえる。⁽⁵⁰⁾ ところで、『書紀』推古十五年是歲条に、「是歲冬……山背國、掘ニ大溝於栗隈。……亦毎ノ國置ニ屯倉」⁽⁵¹⁾ とあって、この地に屯倉が置かれていたことが知られ、また、この屯倉に比定されている正道遺跡の南方約一キロのところに、「東田部・西田部」⁽⁵²⁾（城陽市富野の行政区画）の地名が現存している。すると、栗隈首は栗隈屯倉の管掌者であり、かつこの附近に居住する田部 || 農民集団の首長であったこと、したがって、栗隈首はこの田部を部曲 || 部民として所有していたことが推定されるわけである。

とはそれほど不自然なことではなかつたと思う。

もし村首が部曲＝部民を所有するということを、右のように解することができるならば、改新詔第一条で「村首所有部曲之民」と記したのは、本来的には部曲の領有は臣・連・伴造に許されたものであるが、在地の管掌者は

II 村首も現実にはその地の部曲を支配していることを中央政府が認識し、部曲の領有者に村首を付け加えた、ということになるであろう。また、この村首所有の部曲の廃止を命じたのは、中央豪族所有の部曲の廃止を、在地の末端まで徹底させることをねらつたもの、とみなしえるわけである。

以上、二つの場合を想定して、村首名十部という形をとらずに、村首クラスが部曲を所有することがあり得たことを明らかにした。

ところで、村首所有の部曲が右のごときものであるとすると、改新詔第一条において村首のすぐ前に記されている国造所有の部曲とはいがなるものが、ということについても再考する必要があると思う。改新詔第一条の書き方をみると、国造も臣・連・伴造と同様に、国造の「氏」名を付した部を所有していたようみえる。事実、史料的にも吉備臣一吉備部、牟義都君一牟義都部、出雲

臣一出雲部、伊豫凡直一伊与部などの例を確認することができます。しかし、国造の「氏」名を付した部は実はこれくらいで、意外に少なく、また、これらの部姓の多くは庚午年籍あるいは庚寅年籍作成時に初めて出現した可能是が濃厚である。⁽⁵³⁾

とすると、改新詔は国造所有の部曲についても、国造の「氏」名十部というものを念頭において述べているのではないことが推測できよう。それでは、国造所有の部曲はいかなる性格のものだったのであろうか。ここで思い当るのは、やはり前記の村首所有の部曲のことであつて、私は、この村首所有の部曲の一いつのケースが、そのまま国造所有の部曲にもあてはまるのではないかと考えている。

その一つは、国造がその領有地域の付近に設置された屯倉の耕営のために労働力の提供を命ぜられ、かくして成立した田部（鑊丁）を部曲として領有することを認められる、というケースである。その実例としては、前述（六七ページ）の安閑紀元年閏十二月条にみえる凡河内直の所有する部曲を挙げることができよう。

もう一つは、国造が、中央豪族の設置した部曲の、その地域における管掌者となり、自らもその部曲の下級所

有者として権利を保持する、というケースである。この

場合は、国造自身が部曲所有を公認されているわけではないが、部曲の下級所有者であるという事実にもとづいて国造所有の部曲という発想が生じた、ということがで

きるであろう。

もとも、このような解釈はこれまでなされていないので、ここで、そう考えられる理由を述べておきたいと思う。改新詔第一条で、「部曲之民」とならんと廃止されるべきものとしてあげられた「子代之民」の実体は、鎌田元一氏が論証されたように王（宮）号を付した部民（穴穂部・刑部など）であると思われる⁽⁵⁴⁾が、この子代と同じものと思われる子代入部⁽⁵⁵⁾について、『書紀』は「群臣連及伴造国造所有、昔在天皇日所置子代入部」（大化二年三月壬午条）と記している。ここで問題となるのは、国造所有の子代入部という表現である。子代入部の子代は王（宮）号を付した王室部民である以上、国造所有の子代入部といつても、別に国造の「氏」名に部を付したものでないことは明らかである。にもかかわらず国造所有の子代入部という記述がなされたのは、国造が子代入部の地方的伴造でありながら、現実にその子代を領有しているという側面が重視されたからである、

と考えざるを得ないのである。

『書紀』が国造所有の子代入部という場合、右のように理解することができるとすれば、国造所有の部曲についても同様の理解、すなわち、国造は中央豪族所有の部曲の在地における管掌者であるが、現実にその部曲となつた集団を支配しているという側面が重くみられたため、国造所有の部曲という記述がなされた、という理解ができると思うのである。このように、国造所有の子代入部という記事と比較することによって、国造所有の部曲といつても、その国造が中央豪族の所有する部曲の下級所有者の場合には、下級所有者なるが故に、部曲を所有するものとみなされたことが知られるわけである。とすれば、改新詔第一条で国造所有の部曲の廃止が打ち出されたのは、村首の場合と同様に、中央豪族所有の部曲の廃止を、在地において徹底させるねらいもこめられていた、といえるであろう。

以上、部曲＝豪族私有民説の主な論拠を三点あげ、そのいぢれも有効ではないことを明らかにしたつもりである。ここで、すでに明示した部曲＝豪族部民説の論拠をもあわせ考えて、部曲は豪族部民であったことを確認し、先に進むことにしたい。

註

- (1) 部分的肯定論とは、「寵昔在天皇等所立子代之民、処々屯倉」の部分は原詔に存在したことを認め、以下の「部曲之民・処々田莊」を罷める部分は、天武四年詔の部曲廃止によつてはじめて実現したものであるから原詔に存在せず、『書紀』編者の加筆であるとする見解を指す。後述の狩野久・早川庄八・大山誠一らの諸氏がこの立場をとつておられる。なお、私はこの部分的肯定論の立場には同調できない。その理由は特に本文で明示しないが、
 「2 部曲は豪族部民か豪族私有民か」の節で述べる所説全体がその理由の説明になつていると考へる。
- (2) 原秀三郎「大化改新論批判序説」(『日本史研究』八六・八八)、「律令国家の権力基盤—日本古代国家成立過程の再検討—」(『大系日本国家史1古代』東京大学出版会一九七五年)、両論文は後に『日本古代国家史研究』(東京大学出版会一九八〇年)所収。なお原氏説については、本稿では一一三、一一二で取り上げる。
- (3) 井上光貞「大化改新と東アジア」(『岩波講座日本歴史2』一九七五年)
- (4) 大山誠一「大化改新像の再構築」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上 吉川弘文館 一九七八年)
- (5) 八木充「律令制民衆支配の成立過程」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上 塙書房 一九八四年)
- (6) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店 一九七一年) 九六～一〇九ページ
- (7) 石母田正 註(6)書 一〇二ページ
- (8) 坂本太郎『大化改新の研究』(至文堂 一九三八年) 四〇〇ページ
- (9) 薦田香融「皇祖大兄御名入部について—大化前代における皇室私有民の存在形態—」(『日本書紀研究』第三冊 塙書房 一九六八年)、後に『日本古代財政史の研究』(塙書房 一九八一年)所収
- (10) 大山誠一 註(4)論文 四七四～四八〇ページ
- (11) 皇太子奏上の(イ)・(ロ)・(ハ)の部分について、大山誠一氏はつぎのような解釈を施しておられる。(イ)の文章の意味するところは、「部民制廃止の方針を決めた政府は、部の所有者であつた皇族・豪族に対して代償として一定量の食封を与えることにした。その場合食封にはそれぞれが所有した部の一部がそのまま充てられ、封主はそこから仕丁を差発する権利を留保した」ということであろう。
- (ロ)で「自余以外」とあるのは、「皇太子が所有してきた部のうち食封として確保されたもの以外」という意味である。結局皇太子は「食封という形で一定の権利を留保しつつ、部民制の廃止という大きな支配原理の転換に協力したと考えるのである」。(ハ)の「入部五百廿四口・屯倉一百八十一所」の具体的な内容は、「右の『自余以外』の全て、換言すればそれまで皇太子が部民制を通じて支配

してきた入部（トモ）と屯倉のうち、食封とされなかつたものすべて」ということである。なお、入部も仕丁も中央に上番する者である点では両者は類似しているが、その差発基準は異なり、おそらく入部の数は仕丁の差発基準よりもかなり多かつたと思われる。それ故、「入部五百廿四口」について、入部＝仕丁とみなし、例えばその仕丁を三十戸に一人として、戸数一万五七二〇戸を算出しても、その戸数から入部の母体である集団の規模を推定することはできない。実際の規模はこれよりはるかに小さかつたと考えられる。

以上が大山氏説の概要であるが、氏は右の解釈にとどめて、皇太子奏は「大化改新詔を承けて、中大兄自ら部民制の廃止を宣言したもの」と解された。皇太子奏の(イ)・(ロ)・(ハ)の部分の解釈については、この大山氏説にしたがいたい。

- (12) 米田雄介『郡司の研究』(法政大学出版局 一九七六年)二八ページ
- (13) 平野邦雄『大化前代政治過程の研究』(吉川弘文館 一九八五年)四四六～四四八ページ
- (14) 山尾幸久「孝徳紀の品部廃止詔について」(北山茂夫追悼日本史学論集『歴史における政治と民衆』日本史論叢会 一九八六年)五四七ページ
- (15) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(吉川弘文館 一九六九年)七八～七九ページ

甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(I)

(16) 山尾幸久『日本国家の形成』(岩波書店 一九七七年)一一一～一一四ページ

(17) このような見方は、すでに新井喜久夫「品部名義考」(『アカデミア』八五)、鎌田元一「『部』についての基本的考察」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上 塙書房 一九八四年)に示されている。

(18) 鎌田元一 註(17)論文 一三七～一三八ページ。な

お、大山誠一氏は註(4)論文において、「百八十」は多数という意味であるが、この場合蘇我氏が多くの隸属民を有していたことを示しているとも考えられるし、畿内地方の他の諸豪族の私的隸属民にまで徵發を拡大したことを意味しているとも考えられる」と述べ、また、八木充氏は註(5)論文において、百八十部曲は「国造把握の民ともいべき『拳國之民』と対置し、部曲はそれとは別個の多種目の民とみなしうる余地がある」と述べておられる。大山・八木両氏は部曲＝豪族私有民説の立場から右の「」とき解釈を示されたわけであるが、鎌田氏説と較べた場合、説得力はないと思う。

(19) 日本古典文学大系『日本書紀』上(岩波書店 一九六七年)の「解説」(大野晋氏担当の項)による。

(20) 註(19)におなじ。

(21) 鎌田元一「王権と部民制」(『講座日本歴史 1 原始・古代 1』東京大学出版会 一九八四年)二三九ページ。

(22) これまでの解釈としては、関晃「いわゆる品部廃止の

詔について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上巻 吉川弘文館 一九七二年)、原秀三郎 訳
 (2)論文中の「律令国家の権力基盤—日本古代国家成立過程の再検討—」、武光誠「姓の成立と庚午年籍一部姓の起源について」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻 吉川弘文館 一九七八年)、後に改訂して『日本古代国家と律令制』(吉川弘文館 一九八四年)に所収。鎌田元一 訳(17)論文、門脇禎二「いわゆる、大化二年八月癸酉の詔について」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上 塙書房 一九八四年)、本史学論集『歴史における政治と民衆』(日本史論叢会一九八六年)、山尾幸久 訳(14)論文などがある。

(23) 鎌田元一 訳(17)論文。但し、鎌田氏のこの部分についての解釈の中には賛成できない点がいくつある。例

えば、氏は品部を部一般と同義と解されたが、これは新井喜久夫氏(註(17)論文)のいわれるよう、「複数の部の呼称」とすべきであろう。鎌田氏の品部=部一般説によれば、大化二年八月癸酉詔の(c)の「始於今之御寓天皇及臣連等、所有品部」、および、これに対応する

(後述)改新詔第一条の「子代之民」「部曲之民」は、部のすべてということになるが、これはおかしいと思う。右の(c)の部分は、「始於今之御寓天皇及臣連等、所有」の部、すなわち複数の部をさして「品部」といったものであろう。つぎに、氏は「祖名」を「ウヂの名そのもの」とされているが、この祖名は、溝口睦子氏(『日本古代氏族系譜の成立』学校法人学習院 一九八一年)、および、吉田孝氏(「祖名について」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻 吉川弘文館 一九八四年)のいわれるよう 「始祖の名」とすべきであろう。なお、鎌田氏説については、むしろここで引用した部分以外のところ、例えば、カキと部は表裏一体的な関係にあるという主張などに疑義があるが、これらについての批判は、笹川進二郎氏の註(22)論文、山尾幸久氏の註(14)論文を参照されたい。ただ、鎌田氏説のうち大化二年八月癸酉条の詔文を解釈して、この詔文は改新詔第一条に対応している、と述べられたことは有益であり、本稿は右詔文の解釈については鎌田氏の見解にしたがいたい。

(24) 鎌田元一 訳(17)論文 一四二ページ

(25) 鎌田元一 訳(21)論文 二六四~二六五ページ

(26) 山尾幸久 訳(14)論文

(27) 玉井是博『支那社会経済史研究』(岩波書店 一九四二年)

(28) 平野邦雄氏は註(15)書において、統一新羅では、部曲は「限られた区域」=隸民村落であつたことに注目し、「あるいは、統一新羅の影響をつよく受けた天武朝以降に、『書紀』の編者が、新羅の『部曲』の文字を、わが

『民部』にあてたのではないかとすら考えられる」と述べておられる。すなわち、氏は豪族の領有する部は、はじめ「民部」と表現されていたが、天武朝以降に、右のような事情によつて、その「民部」に「部曲」の文字をあてた、というわけである。部曲の語義を問題にするならば、この平野氏のように理解することも可能である。

(29) 八木充 註(5)論文

(30) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』吉川弘文館一九六〇年)。

後に『日本古代政治史研究』(塙書房一九六六年)所収。

(31) 岸俊男 註(30)書 六三ページ

(32) もつとも、和珥部の存在を示す史料は、すべて庚午年籍以降のものである。そこで、加藤晃氏の「我が国における姓の成立について」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上巻 吉川弘文館一九七二年)や湊敏郎氏「律令的公民身分の成立過程」(『日本史研究』一三〇)などの所説にもとづいて、和珥部というのは、実は庚午年籍あるいは庚寅年籍以後につくられた公民の姓の一つであり、それ故に、和珥氏の部民であったと決定することはできない、という考え方もでてくるかもしれない。しかし、和珥という氏名は、六世紀中葉ころから姿を消しているのである。それなのに、それから百年以上もたつた七世紀後半、公民に姓を付すことになつた

時、和珥部という姓が、和珥氏とは無関係に全国各地に一斉に出現した、というのはおかしなことだと思う。かつての和珥氏となんらかのかかわりがあつたからこそ、すなわち和珥氏がかつてその地に進出し、その地の民を部民として支配していたという事情があつたからこそ、公民の定姓に際して和珥部の姓が与えられたと考えるべきではなかろうか。

(33) 日野昭「蘇我氏の部民支配」(『日本書紀研究』第一冊 塙書房一九六四年)、後に『日本古代氏族伝承の研究』(永田文昌堂一九七一年)所収。加藤謙吉『蘇我氏と大和王權』吉川弘文館一九八三年)

(34) 加藤謙吉氏も註(33)の著書において同様な見解を示しておられる。

(35) 膳臣・物部連・雀部臣・中臣連・采女臣・輕部臣・若桜部臣・宍人臣・車持君の九氏である。

(36) なお、豪族名十部の所有が知られる十三氏は、大三輪君・大春日臣(ワニ部)・巨勢臣・紀臣・平群臣・大宅臣・栗田臣・石川臣(ソガ部)・穗積臣・鴨君・多臣・胸方君・下道臣(吉備部)であるが、これらの氏族の多くは、六世紀初頭頃より倭政権の一翼をになつて活躍したことが知られ、したがつてこれらの氏族の部民所有の時期がかなり古いものであつたことが推測される。ただ、ここで注意しなければならないことは、これらの氏族の名を付した部の史料はすべて庚午年籍以降のものであるとい

うことである。そうすると、右の氏族の名を付した部姓者のなかには、その氏族の私有民が甲子の宣で国家に掌

握されて民部・家部に定められ（後述二—3「中央豪族の私有民領有の検証」の項参照）、さらに庚午年籍または庚寅年籍で定姓が行われた時、旧主の名に部を付すようになつたケースもあり得たと思う。右の十三氏のうち、大宅臣・栗田臣・多臣・胸方君等の名を付した部の成立については、このように考えた方がよいかもしけない。

(37) 岸俊男 註(30)書 六〇~六三ページ
(38) 『先代旧事本紀』地神本紀、大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍

(39) 大宝二年 筑前国嶋郡川辺里戸籍
(40) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考證篇』第六（吉川弘文館 一九八三年）二三三~二三四ページ
(41) もつとも、鎌田元一氏は「評制施行の歴史的前提」（『史林』六三一四）において、壬申紀に登場する和珥部臣君手に「臣」姓が賜与されたのは、実は壬申年（六七年）から文武元年（六九七年）九月までの間であつたことを論証された。そうすると他のワニ部臣に「臣」姓が付与されたのも、さらに、一般に豪族名部十カバネの氏にカバネが付与されたのも、大化前代ではなく、庚午年籍または庚寅年籍の時であつた可能性もある。したがつて、この豪族名部十カバネのタイプが大化前代に存在

したことなどを固執するつもりはない。

(42) 加藤晃・湊敏郎 註(32)論文
(43) 笹川進二郎 註(22)論文 四三六ページ。なお、武光誠氏は註(22)『日本古代国家と律令制』において、『書紀』に用いられた「部」の字はすべてトモを指しているとし、「大和朝廷は、さまざま形のトモを編制しつつ発展していくが、七世紀前期ごろまでの朝廷は、トモしか把握できず、カキは豪族の裁量下におかれていた」と述べ、部民制の存在を否定された。氏の説のうち「部」の字がトモを指すという指摘は有益であるが、本稿としては部民制否定の立場には同調しえない。

(44) 大乙上中臣（）子と大乙下中臣部兔子との関係は不明であるが、後者は、前者にくらべるとより小規模な中臣部集団を統率していた、というふうに理解しておきたい。

(45) 『藤原宮跡出土木簡概報』一四
(46) 『藤原宮跡出土木簡概報』三八
(47) 狩野久「部民制—名代・子代を中心として—」（歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史 1 古代国家』 東京大学出版会 一九七〇年）一四二ページ
(48) 大山誠一 註(4)論文 四四五ページ
(49) 『書紀』大化二年三月甲申条に、もう一か所「村首」の記事がみえ、その注に「首は長なり」とある。

(50) 笹川進二郎氏は、「甲子の宣の研究—天智朝の史的位

置 その一」(『立命館文学』三六二・三六三)において、天武九年～十三年の連賜姓氏は、甲子の宣の「伴造等」の氏のことである、と述べておられる、笛川氏の説に従えば、栗隈首も甲子の宣において伴造の氏に認定された氏ということになる。

(51) 伊賀高弘氏は「山城国久世郡に於けるミヤケ設定の可能性について—正道遺跡の若干の検討を中心にして—」(『奈良古代史論集』第一集)において、城陽市寺田正道に所在する正道遺跡の西一1群の建物群(七世紀前半期に造営されたと推定)を栗隈屯倉の構築物に比定しておられる。

(52) 伊賀高弘 訳(50)論文

(53) この点については、加藤晃・湊敏郎両氏の訳(32)論文が参考になる。

(54) 鎌田元一 訳(17)論文

(55) 入部とは、既述のごとく「地方から上番し所有者の下で駆使されるトモ」のことである。したがつて、子代入部という場合は、子代の民の中からえらばれて上番するトモ、ということになり、結局、子代の民と子代入部とは不可分の関係で結びついているわけである。